

子ども条例



「いこいな」
©シンエイ/西東京市

を紹介します！

この条例は、今と未来を生きるすべての子どもが健やかに育つ環境を整えるため、その理念を共有し、仕組みを整え、まち全体で子どもの育ちを支えていくことを目的として作られました。



子どもは、一人ひとりが人間として、その人格や権利が大切にされます。

条例には、子どもの育ちを支える人たちの役割や、その人たちへの支援、子どものために特に進めていきたい取組、子どもの悩み事・困り事を相談できる仕組みをつくること等が示されています。



条例の構成

条例は、前文と第1章～第6章でできています。各章には次のような内容が書かれています。

前文

条例の基本となる考え方や、子どもをはじめ市民へのメッセージ

第1章…総則（第1条～第4条）

条例の目的、条例で使用する言葉の意味、市や保護者等の役割、他機関との連携

第2章…子どもの生活の場における支援と支援者への支援 （第5条～第7条）

子どもの育ちを支える人たちがそれぞれの役割を果たせるよう支援すること

第3章…子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進 （第8条～第14条）

なかなか解消されていないと考えられる虐待、いじめ、子どもの貧困等の子どもをめぐる問題や子どもにやさしいまちづくりに欠かせない子どもの権利の普及についての取組の原則

第4章…子どもの相談・救済（第15条～第23条）

いじめ、虐待等の子どもの権利侵害に対する相談・救済を目的とした西東京市子どもの権利擁護委員の設置

第5章…子ども施策の推進と検証（第24条～第26条）

子ども施策を効果的に推進するための計画や体制をつくること

第6章…雑則（第27条）

その他のこと

子どもの育ちを支える人たちの役割

子どもの健やかな育ちを支えるため市等はそれぞれ役割をもっています。

市（行政）

全ての子どもが命を大切にされ、健やかに育つことができるよう、子どもの意見を尊重し、子どもの最善の利益を考慮して、子どもにかかわる施策を総合的に実施します。

保護者

子育てにおいて重要な役割をもっているため、市や育ち学ぶ施設の関係者等の支援を活用しながら、子どもが健やかに育つように努めます。

育ち学ぶ施設※の関係者

子どもが主体性をもち、学び、成長するよう支援に努めます。

市民（地域）

子どもは身近な存在であり、地域のなかで子どもが育っていくことを認識し、子どもの健やかな育ちのために子どもや保護者等に協力するよう努めます。

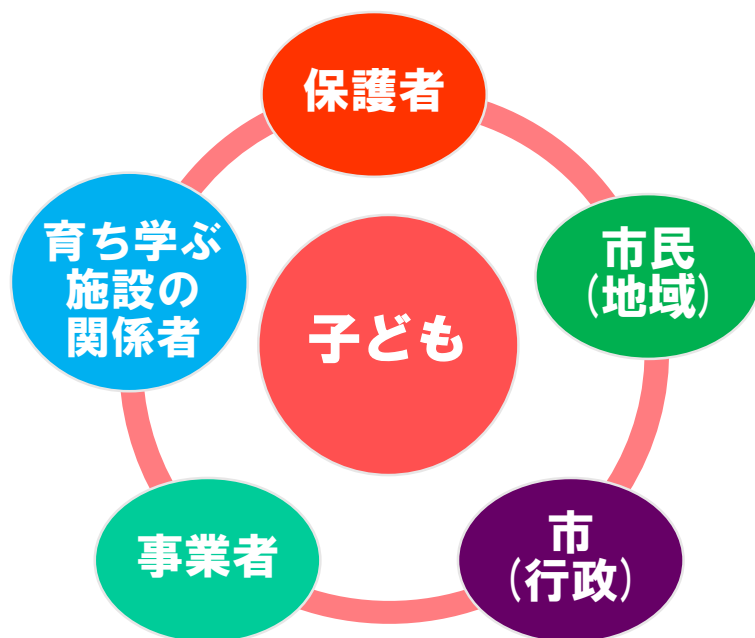
事業者

事業活動を行うなかで子どもが健やかに育つことができ、また、子育てしやすい環境をつくっていくため、配慮するよう努めます。

※育ち学ぶ施設とは、保育園、幼稚園、小・中学校、高校、児童養護施設、児童館・センター、学童クラブ等のことです。

連携・協働・支援

市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者は、お互いに連携・協働して子どもの健やかな育ちを支援することが大切です。



また、保護者・育ち学ぶ施設の関係者・市民が、家庭・育ち学ぶ施設・地域でそれぞれの役割が果たせるよう、お互いに支援されることが条例に示されています。

保護者と家庭

保護者は子育てについて重要な役割をもっていますが、一方的に責任を負わされるのではなく必要な支援を受けながら、安心して育てることができます。

育ち学ぶ施設とその職員

保護者や市民は対等な立場で協力します。お互いの役割を理解したうえで協力し合うことが子どもの健やかな育ちに繋がっていきます。

地域と市民

子どもが地域で安心して過ごし、地域の一員として、社会に参加できるようなまちづくりに努めます。

子どもにやさしい西東京を目指して

わたしたちは、まち全体で子どもの育ちを支える、子どもにやさしい西東京をともにつくっていきます。そのために主に7つの取組を進めていきます。

- ◆ 虐待を防ぎます。
- ◆ いじめ等の子どもの権利を侵害する問題に対応します。
- ◆ 子どもの貧困を防ぎます。
- ◆ ところとからだの健康と安全な環境をつくります。
- ◆ 子どもが安心して遊んだり、学んだり、活動したりして過ごせる居場所づくりをします。
- ◆ 社会の一員として、子どもの考えや意見を大切にします。
- ◆ 子どもの権利について広め、みんながお互いを大切にできるようにします。

子どもの権利については
次のパネルを見てね！



子どもの権利について

子どもは、発達段階に応じて自分の権利を身に付けていくことができます。

子どもの権利とは、子どもなら生まれたときから誰でも持っているもので、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）を基として、大きく分けて4つの柱と4つの一般原則があるとされています。

子どもの権利条約は、1989年に、国際連合で定められた子どもの権利を守る世界の約束事です。日本をはじめとして、様々な国や地域がこの条約を自国の約束として守ろうとしています。



日本では、1994年4月に子どもの権利条約を批准しました。

この条約では、子どもの最善の利益を大切にしています。

子どもの権利の4つの柱

生きる権利

- ・ ケガや病気をしたら病院等に行けること

育つ権利

- ・ 一人ひとりの違いが認められ自分らしく育つこと
- ・ 遊び・学び等その他の活動ができること

守られる権利

- ・ いじめ・虐待・貧困等の困難な状況について、まち全体で取り組みられ、その命が大切に守られること

参加する権利

- ・ 自分の意見を自由に表明することができ、自分にかかわることやまちづくり等に参加できること

子どもの権利の一般原則

生命、生存及び発達に対する権利

- ・ 全ての子どもの命が守られ、成長できるよう、生活への支援等を受けることができます。

子どもの最善の利益

- ・ 子どもに関することが行われるときは、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。

子どもの意見の尊重

- ・ 子どもは関係のある事柄に自由に意見を表すことができ、おとなは子どもの発達に応じて十分に考慮します。

差別の禁止

- ・ 全ての子どもは、どんな理由でも差別されず、子どもの権利条約の定める全ての権利が保障されます。

子どもの権利擁護委員の設置

いじめ、虐待等子どもの権利侵害に対して、相談を受け、救済につなげることを目的に、西東京市子どもの権利擁護委員を設置します。

子どもの権利擁護委員の特徴

子どもの意見を聞き、子どもに寄り添いながら相談を受け問題の解決を図ることを基本としていること

特定の分野に限らない子どもの権利侵害全般について取り扱うこと

独立した第三者機関であること

関係機関との調整や関係機関への要請・意見表明が条例に基づいた権限として定められていること

子どもの権利擁護委員の仕事

子どもの権利擁護委員は、相談または申立てにより、次の仕事を行います。

仕事の内容

子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言及び支援をすること

子どもの権利の侵害についての調査をすること

子どもの権利の侵害を救済するための調整及び要請をすること

子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること

子どもの権利の侵害を救済するための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見等の内容を公表すること

子どもの権利擁護についての必要な理解を広め、連携を推進すること

子どもの安心のために設置するよ



子どもの権利擁護委員 相談の流れのイメージ

こんなとき・・・

- ・ 学校で/家庭で/どこでも
- ・ つらいこと、苦しいこと、困ったこと
- ・ いじめられている
- ・ 虐待されている
- ・ どうしたらいいのかわからない



話してみてね!

- ・ 友達のこと/学校のこと/勉強のこと/家族のこと等
- ・ 自分のことでなくても大丈夫です。

【子どもの権利擁護委員】

- ・ どんなことでも話してみてね。
- ・ 子どもの気持ちを一番大切に考えます。
- ・ まずは、相談の専門員があなたの話をじっくり聞きます。



調べる・協力を依頼する

- ・ 一緒に考えたことを、必要に応じて関係する人に話を聞いたりして、調査することができます。
- ・ 考えや気持ちを代わりに伝えることもできます。

一緒に考えます

- ・ 相談者の気持ちや意見をじっくり聞きます。
- ・ 一番よい方法を一緒に考えます。

要請・意見表明

- ・ 必要な場合は、関係する人に、こうなればもっとよくなる等、改善を求めることができます。

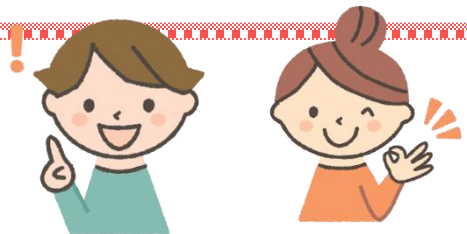
安心した。

どうすればいいかわかった。
もう大丈夫!

- ・ 相談して少しでもホッとできましたか。困ったことがあれば、また相談してください。



どんなことでも相談してね。
安心できるまで子どもに
寄り添います。



子ども施策の推進と検証

子ども条例の取組が進められるように推進計画を策定することを条例に定めています。

また、計画の実施状況を検証し、子ども条例をより効果的に推進することを規定しています。

おわりに

子ども条例には、西東京市で暮らす全ての子どもが、心も身体もすこやかに育つことができるよう、子どもの意見を大切にすること、子どもをめぐる課題に取り組んでいくこと等により、子どもにやさしいまちにしていこうという思いが込められています。

子どものすこやかな育ちを支えていくためには、行政だけでなく市民の皆様をはじめ関係者の皆様の協力・連携が大切です。みんなで取組を進めていきましょう！



**みんなで協力しあって
子どもにやさしい西東京市にしよう！**